

令和6年度千葉市アグリビジネス体験事業の実施について

第1 経緯

千葉市農業は、農業経営者の減少と高齢化が著しく、特に40代以下の青年農業者の減少は顕著である。今後も将来にわたって、千葉市農業の持続可能性を確保するために、若い農業者の確保が喫緊の課題となっている。

第2 事業の目的

将来的に千葉市で就農する農業者を確保するため、高校生や大学生に対し、千葉市又は本事業の実施を一部委託された市内農業者（以下「受入農業者」という。）のほ場等における農業体験や交流などの多様な体験（以下「アグリビジネス体験」という。）を提供し、将来的な千葉市での就農意欲を高めるきっかけづくりを行う。

第3 アグリビジネス体験の参加対象者

アグリビジネス体験の参加対象者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（短期大学及び大学院を含む）、高等専門学校及び高等学校の学生並びに生徒又は千葉県立農業大学校の20代以下の生徒（以下「若年層」という。）であること。
- 2 千葉市農業に興味や関心を持っていること、又は本事業への参加を通じて、職業としての「農業」を知ることへの意欲を持っていること。
- 3 事前の学習や経験において、アグリビジネス体験を効果的に実施するためのある程度の基礎知識を有していること。

第4 アグリビジネス体験の内容

1 農業体験

- (1) 受入農業者が栽培しているものを利用した農業体験
- (2) 栽培品目の選定、品質、集出荷、流通、サービス等の職業としての農業についての受入農業者からの説明 等

2 交流体験

- (1) アグリビジネス体験に参加する若年層（以下「参加者」という。）と受入農業者の交流

例 ・受入農業者の就農に至るきっかけや、なぜ千葉市で就農したか等の説明
・参加者が考える受入農業者の農産物の魅力や、消費者目線の意見交換 等

3 その他、当事業の目的達成に資すると考えられる体験

例 ・受入農業者が抱える課題についての意見交換やそれに対する参加者からの課題解決提案
・千葉市農業の生産や流通現場等の視察
・千葉市農業振興関係イベントへの参加 等

第5 アグリビジネス体験実施時間

アグリビジネス体験の実施時間は、原則、午前9時～午後4時とする。実施時間の変更が必要な場合は、受入農業者と参加者の間で調整を行うものとする。

第6 アグリビジネス体験を実施するまでの手続き

アグリビジネス体験を実施するまでの手続きについては、以下のとおりとする。

- (1) 受入農業者は、アグリビジネス体験を実施する前に、別に定める「アグリビジネス体験実施計画書（様式第1号）の作成に当たって」を参考に、実施時期や実施内容等を記載したアグリビジネス体験実施計画書（様式第1号）を作成及び市に提出し、あらかじめ市の承認を得た上で、市と別に定める「令和6年度アグリビジネス体験事業業務委託に関する覚書」を締結するものとする。
- (2) 市は、承認したアグリビジネス体験実施計画書（様式第1号）を基に、アグリビジネス体験募集概要（様式第2号）を作成し、若年層の公募を行うものとする。
- (3) アグリビジネス体験への参加を希望する若年層は、定められた期限までに市に対して、電子申請システムで参加申請を行うものとする。電子申請システムが使用できない場合は、アグリビジネス体験参加希望申請書（様式第3号）に、事前アンケート（様式第4号）を添付して提出するものとする。
- (4) 市は、(3)による申請を受理したときは、第3に掲げる事項に留意し、受入農業者と事前に協議した上で参加者を選考し、市が参加の可否について参加を希望する若年層に通知するものとする。
- (5) 参加者の受入れを決定した場合は、市は受入農業者と令和6年度アグリビジネス体験事業に関する契約書一式により委託契約を締結するものとする。
- (6) 委託契約締結後、アグリビジネス体験の実施に関する一切は、受入農業者が参加者と連絡・調整を行い、アグリビジネス体験を実施するものとする。

第7 報酬等

市は、参加者に対して、賃金、報酬、手当、旅費及びその他一切の金品を支給しない。

第8 アグリビジネス体験に専念する義務

参加者は、アグリビジネス体験中は受入農業者の指示に従うとともに、アグリビジネス体験に専念しなければならない。

第9 守秘義務

参加者は、アグリビジネス体験で知り得た受入農業者に関する秘密や個人情報を漏らしてはならない。アグリビジネス体験終了後においても同様とする。

第10 アグリビジネス体験中における事故の責任等

- (1) 受入農業者は、アグリビジネス体験中の事故等に備えて、参加者を傷害保険及び賠償責任保険に加入させなければならない。
- (2) 受入農業者は、アグリビジネス体験実施下での安全確保に当たることとし、アグリビジネス体験中及び自宅から実施先までの往復途上における事故に関しては、参加者は自らの責任において対応しなければならない。
- (3) 参加者が、故意又は過失により受入農業者及び農産物等に損害を与えたときは、参加者は、受入農業者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (4) 参加者が第三者に与えた損害等に関しては、受入農業者は一切の責任を負わない。
- (5) 参加者が第三者に与えた損害等により、受入農業者が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、参加者は、当該賠償により受入農業者が被った損害の補填をしなければならない。

第11 アグリビジネス体験事業効果検証等への協力等

参加者は、事業の効果検証等を目的とした市からの問い合わせ等があった場合には、真摯に対応しなければならない。

第12 参加者の提出書類

- (1) 参加者は、第8、第9、第10、第11に掲げる内容を遵守するため、受入農業者に対して誓約書（様式第5号）を参加前に提出しなければならない。
- (2) 参加者は、参加後にアグリビジネス体験レポート（様式第6号）を市に提出しなければならない。

第13 アグリビジネス体験の中止

第12(1)で提出した誓約書に違反する行為が生じた場合、市は受入農業者と協議の上、アグリビジネス体験を中止することができる。

第14 その他別に定める事項

その他、令和6年度アグリビジネス体験事業の実施に関して必要な事項は、別途定める。